

不育症治療支援事業に係るQ&A [医療機関・申請希望者]

○助成事業の制度に関するQ&A

No.	Q	A
1	申請にあたって不明な点を教えてほしい。	お住いの市町村を所管する保健福祉事務所にお問合せください。
2	提出期限はいつか。	助成の対象となる検査が終了した日の翌日から起算して90日以内です。期限内であれば年度をまたいでも申請できます。 なお、90日目が閉庁日の場合、90日以前の開庁日に申請いただく必要があります。 申請期限を超過した場合、助成を決定することができません。 適宜「90日後日にち計算表」を御活用ください。
3	助成の回数制限はあるか。	[令和7年3月31日以前に助成を受けたことがある場合] 初めて助成を受けた際の治療期間の初日の妻の年齢が40歳未満の場合には通算6回、40歳以上である場合には通算3回までです。 [令和7年3月31日以前に助成を受けたことがない場合] 不育症の診断に係る検査は一組の夫婦につき1回まで、治療については初めて助成を受けた歳の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満の場合には通算6回、40歳以上である場合には通算3回までです。
4	2回目の治療について助成を受けたが、1回目の治療については助成の申請をしていなかった。これから遡って申請できるか。	直近で申請した治療より前の治療について遡って申請をすることはできません。
5	助成を受けられる年齢の上限はあるか。	ありません。
6	検査・治療を受ける際に指定医療機関はあるか	本事業に指定医療機関はありません。 県外の医療機関で実施した検査・治療も助成の対象です。
7	保険適用の検査・治療、保険適用外の検査・治療いずれも対象としてよいか。	検査及び治療の保険適用・適用外は問わないため、対象としていただいで差し支えございません。
8	初診料、再診料は助成の対象に含まれるか。	含まれます。
9	不育症治療後、出産に至ったが出産費用は助成の対象か。	助成の対象ではありません。 差額ベッド代、食事療養費、出産（流産・死産等含む）に係る費用、病衣代、文書料、交通費等、治療（検査）に直接関わらない費用は助成の対象外です。
10	検査と検査の間に受診した場合や検査後に受診した場合の費用は助成の対象となるか。	検査結果や今後の方針の説明等、不育症検査に関係のある受診は助成の対象です。
11	〇〇検査は助成の対象となるか。	医師が不育症の診断に必要と認める検査は助成の対象です。 検査の詳細については、必要に応じて医療機関に確認してください。 なお、不育症検査費用助成事業対象の検査は不育症治療支援事業では対象になりません。

No.	Q	A
12	不育症治療支援事業と不育症検査費用助成事業、両方の事業の申請ができるか。	治療（検査）期間に重複がない場合、2事業両方とも申請いただくことができます。 不育症検査費用助成事業対象の検査は不育症治療支援事業を活用いただくことはできません。 なお、中核市にお住いの場合、不育症検査費用助成事業の申請は居住している市にて行ってください。（当県と中核市では申請様式も異なります。）
13	妊産婦の福祉医療費給付事業を受けられる状況だが、併用は可能か。どのように申請したらよいか。	申請前に申請窓口（お住いの市町村を管轄する保健福祉事務所）にお問合せください。
14	不育症の疑いがあり検査をしたが、不育症と診断されなかった場合、助成金の対象となるか。	2回以上の流死産の既往、早期新生児死亡の既往、1回以上の妊娠10週以降の流産があり、医師が必要と認め行った不育症の診断に係る検査については、検査の結果、不育症と診断されなくても検査に要した費用は助成金の対象です。 なお、不育症治療については、不育症と診断された場合のみ助成の対象です。
15	不育症の診断に係る検査を実施し、不育症と診断されたため、引続き不育症の治療を行うことになったが、助成金の申請はいつしたらよいか。	本事業では不育症の診断に係る検査については、検査終了日の翌日から起算して90日以内、不育症治療についても治療終了日の翌日から起算して90日以内に申請いただく必要がございます。検査、治療それぞれ申請期限がございますので、申請期限内に手続きをお願いします。
16	不妊治療中に不育症治療（検査）を行った場合、助成の対象となるか。	不育症の治療（検査）と実施期間が重複している不妊治療について、当県の不妊治療（先進医療）費用助成事業や市町村の助成を受けていない場合は、助成の対象です。
17	過去に不育症と診断されていたため今回は治療のみ行ったが、助成の対象か。	過去に不育症と診断されている場合、助成の対象です。 確認のため様式第2-2号（受診等証明書）に不育症と診断された日、診断医療機関名、診断医師名の記入が必要です。
18	不育症の診断に係る検査の助成の要件である2回以上の流死産の既往とは、2回以上連続した流死産の既往でなくてもよいか。	2回以上連続した流死産の既往でなくても構いません。
19	習慣性流産をしており、検査を行うが助成の対象となるか。	妊娠22週未満で3回以上流産を繰り返す場合を習慣流産といえます。不育症の診断に係る検査であれば、助成の対象です。
20	化学流産（生化学的妊娠）の既往が2回以上あるが、不育症の診断に係る検査を受けた場合、助成の対象となるか。	化学流産（生化学的妊娠）は、流死産の既往回数に計上されないため、助成の対象外です。
21	初期流産の既往が2回あり、不育症の診断に係る検査を受けた場合、助成の対象となるか。	助成の対象です。 申請前には、様式第2-1号（受診等証明書）の「受診者は、2回以上の流産、死産の既往があります。」に☑がされていることを確認してください。

No.	Q	A
22	妊娠前から妊娠後まで継続して治療を実施したが、助成を受けられるか。	助成の対象となります。 申請は治療終了日の翌日から起算して90日以内に行ってください。 ただし、妊娠にあたって不妊治療を行っている場合は、上記（○番）のQAのとおりです。
23	妊娠前と妊娠後に治療を行ったが、申請はいつ行うのか。	申請は1回の妊娠ごとに行っていただく必要があります。 妊娠前と妊娠後の間に流産・死産・出産がない場合は、妊娠前の治療と妊娠後の治療をまとめて申請してください。
24	妊娠前と妊娠後に治療を行うが、妊娠前の治療で助成上限額を超える見込みである。助成上限額に到達した時点で申請してよいか。	助成は1回の妊娠ごとに行います。 本人の強い希望等により治療途中で申請いただくことはできませんが、流産・死産・出産があるまで次の助成はできませんことを御承知おきください。（保健福祉事務所での確認が複雑化するため、治療終了後に申請いただくことを推奨します。）
25	不育症治療を行った場合の申請は出産してから行えばよいか。	必ずしも治療終了＝出産ではありませんので、出産後の申請では期限が超過してしまう可能性があります。 治療終了日は主治医が治療終了と判断した日であり、様式第2-2号（受診等証明書）に記入される治療期間の終期ですので、申請にあたっては御留意ください。
26	様式第2-2号（受診等証明書）の治療内容に「胚移植」と記載されているが、胚移植も助成の対象か。	胚移植は不妊治療の一環で行われる治療であるため、助成の対象外です。
27	受診等証明書に記載されている領収額の領収書の原本の一部を紛失した場合、どのように対応したらよいか。	持参した領収書の金額分、助成します。 その旨を受診等証明書の枠外に記載し、申請者へ説明し了承いただけてください。 なお、交付申請書の申請額が変わる場合は、書き直しが必要です。
28	個人で掛けている保険があるが、助成の申請ができるか。	保険については県で規定を設けていないため、申請可能です。
29	夫婦双方が外国籍でも申請できるか。	申請時に長野県内に住所を有する場合は、申請可能です。
30	県内で夫婦の住民票が別々になっている場合、申請窓口はどこか。	夫婦間で生活の本拠地と決めた住所地を管轄する保健福祉事務所に受付けます。
31	助成金申請後、県外に転出しても助成の対象となるか。	申請日時点において、長野県内に住民票上の住所を有している場合、申請後に県外に転出しても助成の対象です。 助成の決定通知書を送付しますので、転居先の住所を保健福祉事務所に御連絡ください。

No.	Q	A
32	決定通知書を紛失してしまったが、再発行は可能か。	申請を行った保健福祉事務所へお問合せください。

○助成事業の申請書に関するQ&A

No.	Q	A
1	郵送での申請は可能か。	郵送での申請も可能です。 ただし、郵送での申請を希望される場合は、以下について御承知おきください。 ①送料は申請者に御負担いただくこと ②郵送事故等により不着になることがあること ③不着の場合、保健福祉事務所は責任を負わないこと ④配達記録が残る方法（特定記録等）を推奨すること ⑤申請期限内（消印有効）に申請できなかった場合は受理ができないこと ⑥申請前に保健福祉事務所へ御一報いただきたいこと
2	書類に書き間違いがあった場合、どのように訂正したらよいか。	誤った箇所にも二重線を引き訂正印を押し、その付近に正しい内容を記載してください。 ただし、交付申請書の申請額に誤りがある場合は、書き直しが必要です。 また、修正テープや修正液の使用、二度書き、塗りつぶしによる訂正は認められません。
3	申請時に「診療明細書」の添付は必要か。	必須書類ではありません。
4	長野県で実施しているほかの不妊治療等への助成の申請を同時に行う場合、重複する添付書類は1部でよいか。	事業が異なりますので、事業ごと添付してください。
5	住民票上の住所と現在住んでいる居住地の住所が異なるが、申請書にはどちらを記入したらよいか。	本来、住民票上の住所と居住地は一致していると考えておりますが、御事情で異なる場合、住民票上の住所を記入の上、住民票上の住所地を所管している保健福祉事務所に申請してください。
6	申請書に記入する振込口座は夫と妻どちらでもよいか。	ご認識のとおりどちらでも構いません。
7	夫または妻が海外在住のため日本に住民登録がない。住民票の写しの提出はどのようにしたらよいか。	申請日時点で国内に住民登録がない場合、そのことを確認する必要があるため、一方の住民票の写しと併せて戸籍謄本の附票を御提出ください。
8	夫が受診していないため、様式第2-1号、様式第2-2号（受診等証明書）に夫の名前の記入がないが申請できるか。	夫の名前が記入されている状態が好ましいですが、医療機関で記入するのが難しい場合は、空欄でも問題ございません。
9	院外処方を受けた場合、実施医療機関が複数ある場合の様式第2-1号、第2-2号（受診等証明書）の記載方法はどのようにしたらよいか。	原則として、院外薬局や他医療機関（または申請者）から、かかった費用の領収書の提示を受け主治医が記載してください。 申請者が提出する様式第2-1号、第2-2号（受診等証明書）は1枚にまとめている必要があります。

No.	Q	A
10	不妊症の治療について数か月分のアスピリンを処方して今回の治療を終了（服薬後の受診なし）としたが、受診等証明書の記載はどのようにしたらよいか。	治療期間の終期は最終受診日（処方した日）としてください。なお、治療に係る受診が1日のみの場合は、始期と終期を同日にしてください。 出産の状況は、その他に☑をし、治療中と記入願います。
11	検査・治療費用が助成金額上限の50,000円を超えたが、様式第2-1号、様式第2-2号（受診等証明書）への記載はどのようにしたらよいか。	様式第2-1号、様式第2-2号（受診等証明書）に記載いただく金額は助成金上限額を超えても問題ございません。 助成金の上限額を超えた場合も検査・治療に要した費用をすべて記載してください。